861
80
1

関東を主とする酒造関係資料雑纂

上野國利根郡沼田 四十

四十

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

40

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

國立圖書館
昭 24. 3. 29 和
寄贈

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館藏

文化元子年春分 御改付

酒造人 上所 [illegible] 治郎兵衛

文化壹年春分

口印 上所 名寄 治郎兵衛

文化十酉年春分

口印 上所 [illegible] 治郎兵衛

文政三辰年春分

口印 上所 名寄 治郎兵衛

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

天保十四年
卯三月廿四日

酒造御鑑札請書

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

右之者共ニ以度候
公邊酒造御鑑札頂渡之付別紙之通
請書相認来ル廿八日時石邊役所ニ請
取可被申候

東西御
五節書

一
酒造減石之儀 近日御觸ゆへ之ニ候
造高之三分二仕迄三分一減石之積り
仰出当節造之儀ニ候ニ付度相当
而ハ此迄状事之儀ニ候ニ付迄前ニ相返上
三月廿四日 熊澤輩助
金井五節能

過

六郎

留町

拾行

谷重

年寄

[illegible]十一札之事

酒造御鑑札之段

[illegible]諸國酒造人[illegible]

[illegible]株之喩[illegible]

[illegible]止酒造稼之喩[illegible]

御改[illegible]酒造[illegible]

[illegible]御公儀御渡御座御鑑札之段

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

19916

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

861
80
1

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用